

奈良県教育委員会告示第十二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、平成二十八年十月一日次のとおり博物館登録原簿を変更した。

平成二十八年十月二十五日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

記号、番号	設置者の名称及び住所	名称	所在地
第一号	宗教法人春日大社 奈良市春日野町	春日大社 国宝殿	奈良市春日野町